第62号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう に制定する。

令和5年11月29日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年12月条例第49号)の一部を次のように改正する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(給与を支給することができる派遣 職員に係る派遣先団体)

第8条の2 法第6条第2項の規定に より給与を支給することができる派 遣職員に係る派遣先団体は、別表第 1第1号から第6号まで、第8号、 第11号から第15号まで、第17号、第 21号、第25号、第26号、第29号、第 32号から第40号まで、第43号、第44 号、第46号から第48号まで及び第51 号に掲げる団体とする。

改正前

(給与を支給することができる派遣 職員に係る派遣先団体)

第8条の2 法第6条第2項の規定に より給与を支給することができる派 遣職員に係る派遣先団体は、別表第 1第1号から第6号まで、第8号、 第11号から第15号まで、第17号、第 21号、第25号、第26号、第29号、第 32号から第40号まで、第43号、第44 号及び第46号から第48号までに掲げ る団体とする。 別表第1 (第2条、第8条の2関係)

 $(1) \sim (50)$ [略]

別表第1 (第2条、第8条の2関係)

 $(1) \sim (50)$ [略]

(51) 一般社団法人大学都市神戸産

官学プラットフォーム

附則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

職員を派遣することができる団体を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。